

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定に関する意見書

大正 14 年に制定された治安維持法により、戦前の軍国主義政治のもとで主権在民、民主主義、戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となった。治安維持法が廃止されるまでの 20 年間に逮捕された人は数十万人、送検された人は 75,681 人、拷問により虐殺された者 90 人以上を含む死亡者は 500 人近くにのぼっており、石川県では 200 人以上が検挙されている。

わが国では、戦後、治安維持法が人道に反する悪法として廃止され、この法律により有罪となった人々は無罪とされたが、これまでの政府はなんら補償をおこなってはいない。

ドイツでは、「戦争犯罪と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今でも戦犯を追及し犠牲者に謝罪と賠償をおこなっておりイタリアでも国家賠償法を制定し、政府による謝罪と賠償がおこなわれている。また、条約を批准していないアメリカ、カナダでも、戦争中の日系人の強制収容に対して国による謝罪と賠償がおこなわれている。

治安維持法の制定から 87 年になる中、生存する犠牲者はわずかとなっている。この人たちの存命中に一日も早く政府の謝罪と賠償を実現することは、人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものである。

よって、国におかれては、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

（平成 26 年 3 月 20 日 可決）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

あて

石川県野々市市議会